

社会福祉法人制度における地域協議会の役割について

保健福祉部 指導監査課

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

○ 議決機関としての評議員会を必置

※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。

- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

○ 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大

- 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）
役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等

② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化

- ※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等

○ 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

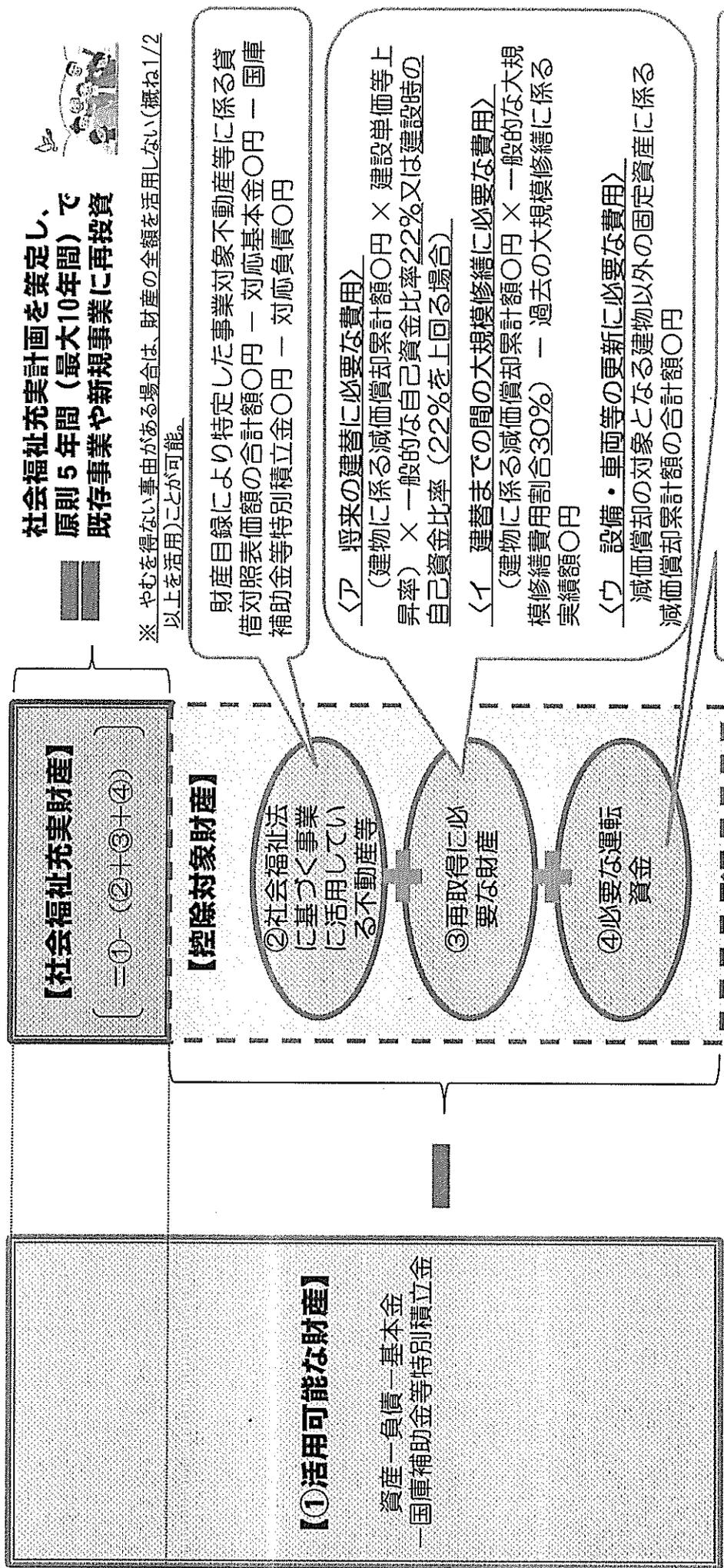
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

○ 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ

- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

「社会福祉充実財産」の算定式

○ 社会福祉充実財産については、貸借対照表等の財務諸表を用いて、全ての社会福祉法人が公平かつ簡素に算定することができるよう、以下のとおり算定式を定める。



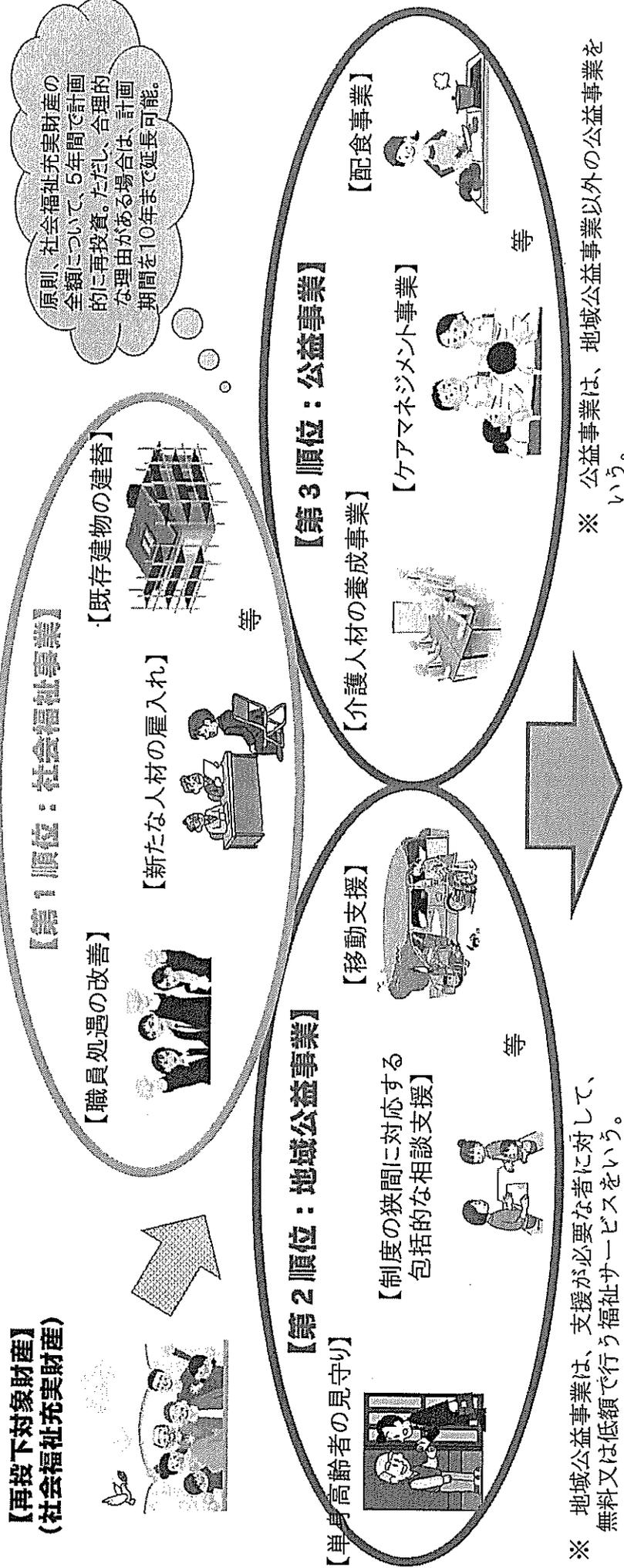
※ やむを得ない事由がある場合は、財産の金額を活用しない（概ね1/2以上を活用）ことが可能。

※ 【計算の特例】 上記にかかわらず、③+④合計額が年間事業活動支出を下回る場合は、②+④合計額が年間事業活動支出を控除対象財産とすることができる。

再投下対象財産（社会福祉充実財産）の用途について

○ 再投下対象財産（社会福祉充実財産）は、法人が社会福祉充実計画を策定することにより、その用途を「見える化」するものであり、法人の自主的な経営判断の下、収益事業を除き、例えば以下のよ
うな様々な事業に柔軟に活用が可能である。

【再投下対象財産】 （社会福祉充実財産）

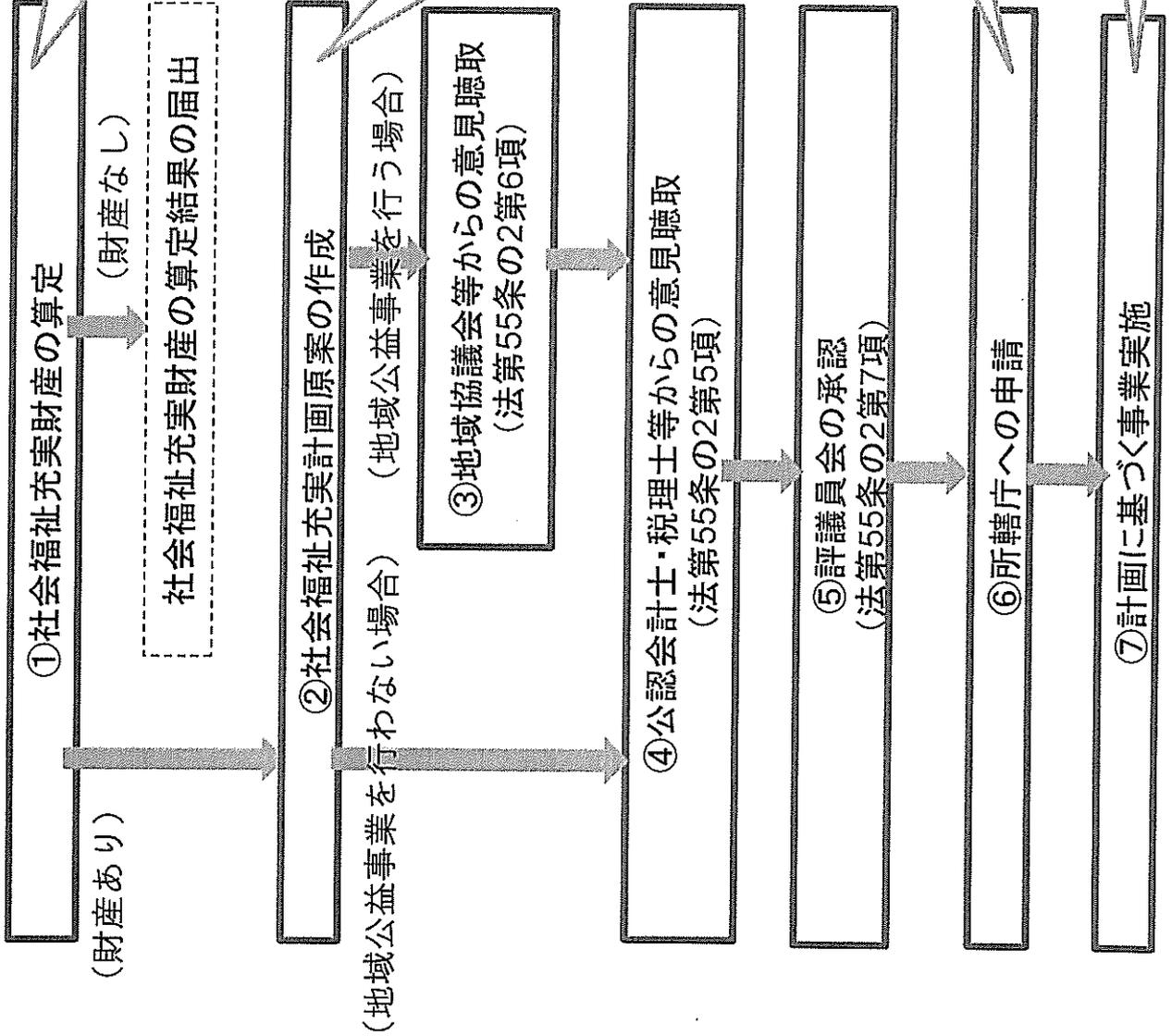


① 既存事業の充実又は新規事業の開設のいづれにも充てることが可能。

② 社会福祉充実財産に加え、控除対象財産等を組み合わせて、事業を実施することも可能。

③ 社会福祉充実財産は毎年度見直しを行い、当該財産額の変動等に
応じて用途の変更が可能。

「社会福祉充実財産」の算定及び「社会福祉充実計画」のポイント



【ポイント1】

- 社会福祉充実財産は、毎年度算定することが必要であり、一度算定した財産額が永続的に固定されるものではない。

【ポイント2】

- 控除対象財産は、社会福祉充実財産の算定上の計算ルールであり、実際上又は会計上の用途を限定するものではない。

【ポイント3】

- 計画の策定はあくまで社会福祉充実財産の用途を「見える化」するために行うもの。
- 計画の内容は、地域の福祉ニーズを踏まえつつも、最終的には法人が自主的に判断。
- 社会福祉充実財産は、収益事業を除き、職員処遇の改善や建物の建替など既存事業の充実又は新規事業の展開など、多様な用途に活用可能。

【ポイント4】

- 計画は、原則、社会福祉充実財産の全額について、5年で活用。ただし、合理的な理由がある場合には、計画期間の10年までの延長が可能。

【ポイント5】

- 所轄庁は、法人の自主性を最大限尊重し、計画が明らかに不合理な内容を伴うものでない限り、承認する。

【ポイント6】

- 計画は、社会福祉充実財産の増減など状況の変化に応じて、柔軟に変更が可能。

地域協議会について

○ 社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行うに当たっては、その取組内容に、地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に意見聴取を行えるようにすることが必要であることから、各地域において「地域協議会」を整備していくことが重要。

所轄庁は、法第55条の2第8項の規定を踏まえ、地域協議会の体制を整備。

【所轄庁】

【地域協議会における協議事項】

- ① 地域の福祉課題に関すること
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- ③ 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見
- ④ 関係機関との連携に関すること

※ さらに、

- ① 地域公益事業の実施状況の確認、助言
- ② 地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有
- ③ 地域の関係者の連携の在り方などに関する討議を定期的に行うことを通じて、地域のネットワークづくりのツールとしても活用していくことが望まれる。

【学識有識者】

【市町村福祉担当職員】

【福祉関係者】

【保健医療関係者】

【自治会等住民代表】

【ボランティア関係者】

【市町村社協】

【民生・児童委員】

【社会福祉法人】

社協等への運営の委託可

地域協議会

※ 既存の会談体を有効に活用

【地域公益事業を内容とする社会福祉充実計画】

【期待される効果】

地域課題の顕在化、共有

地域の様々な取組間の連携強化

地域に不足する新たな取組の創出

介護予防や障害者の地域移行、待機児童、生活困窮者の自立支援など、地域の福祉ニーズを反映